



青色だより Vol. 99

(TEL) 096-354-5333 (FAX) 096-322-8604

(ホームページ) <http://www.kumamoto-aoiro.com>

(ホームページは『一般熊本西』で検索できます)

令和3年10月4日発行
一般社団法人熊本西青色申告会

会費等ご納入のお願い

平素より当会運営には格別のご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

10月は令和3年度下期会費ご納入月間となっております。

皆さまには出費多端の折とは思いますが、よろしくお願ひします。

★口座振替の方は、10月27日(水)にご登録の金融機関口座から口座振替いたします。

★その他の方は、三菱UFJニコスから発送されたコンビニ専用の請求書「払込取扱票」が届きますので、支払期限までにご入金をお願いします。

★青色申告会費 10月27日(水)

★全青色共済 11月24日(水)
(傷害特約付)

★全青色傷害 11月29日(月)

★疾病入院補償 11月29日(月)

全青色共済・全青色傷害・疾病入院補償にご加入の方には「口座振替のご案内」ハガキを同封しています。

加入者変更・減口・解約等がございましたら、お早めに青色申告会までご連絡(最終締切は11/5)をお願いします。

金融機関営業日前日までに残高確認をお願いします

資産税関係(相続税・贈与税・譲渡等)個別相談会

年に一度の個別相談会です。

相談料はいただきませんのでどうぞご利用ください。

【日時】11月19日(金曜日) 9:00~16:00 (12:00~13:00 昼食時間です)
9:00~、10:00~、11:00~、13:00~、14:00~、15:00~ 要予約(お電話ください)

【場所】研修室

【講師】川野直一 税理士

【持参するもの】相談に関する資料、筆記具など

☆ 完全予約制です。ご相談は50分間限度といたします。(先着6名まで)

10月と11月の記帳確認月間をご利用ください

7・8月に続き「記帳確認」を開催します。現在記帳されている帳簿等の確認です。

記帳が進まずお困りの方、確定申告時期にあわてることのないよう、どうぞご利用ください。

【日時】 ※記載日以外にも対応できる場合があります。ご連絡ください。
10月7(木)、11(月)、14(木)、18(月)、21(木)、25(月)、28(木)、
11月1(月)、4(木)、8(月)、11(木)、15(月)、18(木)、22(月)、25(木)、29(月)
9:00~、10:00~、11:00~、13:00~、14:00~、15:00~ 要予約(お電話ください)

【場所】研修室または事務局

☆ 会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方は、ノートパソコン、USBメモリなどの記憶媒体をご持参ください。

☆ その他の会計ソフトをご利用の方は、ノートパソコンをご持参ください。必要であれば帳簿等の印刷をお願いします。

☆ 予約制です。できるだけ前日までにご予約のお電話をいただきますようお願いいたします。

裏面もどうぞご覧ください

年末調整個別相談

確定申告期にはお受けしません！ ご注意ください！

給与支払（専従者含む）のある事業主の源泉税納付期限は1月20日（木）、源泉徴収票などの書類提出期限は1月31日（月）です。納付税額がない場合も、所轄税務署と市町村へ報告しなければなりません。*次号でも詳報します。確定申告とは別にならず1月末日までにお越しください。

【日時・場所】12月1日（水曜日）～27日（月曜日）、1月5日（水曜日）～20日（木曜日）

土・日・祝日をのぞく9:00～16:30 研修室または事務局

【年末調整手数料】一事業所あたり500円（税込） ※2名以上から、1名ごとに100円（税込）加算します

【持ってくるもの】★年末調整が完了しない場合がありますので、忘れ物がないようお越しください。

- ① 11月中旬までに税務署から送付される「年末調整書類が入った封筒（A4サイズ）」
※ わかる範囲で記入を済ませてください。「源泉徴収簿」は総支給金額、算出税額を記入願います。
- ② 11月下旬までに市町村から送付される「給与支払報告書が入った封筒（熊本市はA4サイズ）」
- ③ 専従者や従業員が提出した生命保険料などの証明書等
- ④ 事業主・給与受給者とその扶養者のマイナンバー（個人番号） ※番号を控えてきてください

☆ 国税庁HP「年末調整がよくわかるページ」が開設されています。大変わかりやすく掲載されていますので、ぜひご利用ください。

☆ できるだけ事前にご予約のお電話をいただきますようお願いいたします。

消費税個別相談

♪ 本年中の「税理士相談日（完全予約制）」をぜひご利用ください♪

令和2（2020）年分の課税売上高が1,000万円を超えた事業主の方は、令和4（2022）年分から『消費税課税事業者』となります。

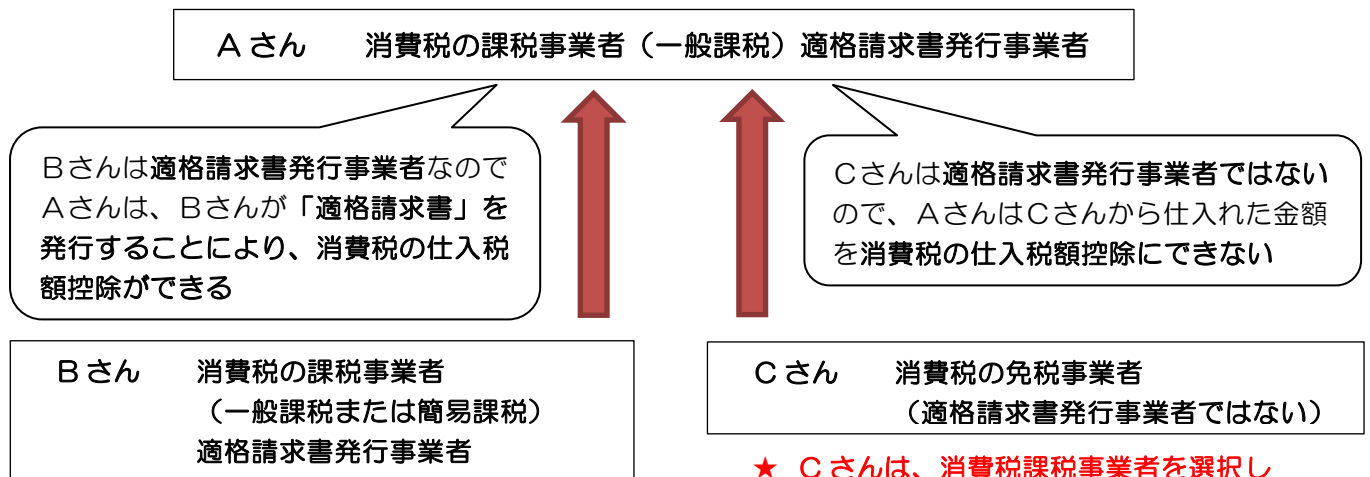
また、本年上半期の課税売上高が1,000万円を超える（上半期の給与支払総額が1,000万円以下は除外）場合も『消費税課税事業者』となります。

消費税は「一般課税制度」と「簡易課税制度」の2種類があります。

簡易課税制度を選択する場合は「消費税簡易課税制度選択届出書」を本年中に所轄の税務署に提出しなければなりません。

※ 年内は12/27が最終となりますので、該当される方はぜひお越しください。

R5.10.1 スタート 消費税の仕入税額控除方式「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」



★ Cさんは、消費税課税事業者を選択し「適格請求書発行事業者」になるか検討が必要

◎ 本制度は令和3年10月1日から登録申請書の受付が開始されています。

当会の「税理士相談日（完全予約制）」をご利用ください。

事務局よりお知らせ

※ 当会にお越しの際は、かならずマスクを着用ください！

*10月から翌年1月までは、第1・3土曜日（午前中）も営業します。日曜・祝日は休業日です。

*9月から「税理士相談日」は、毎週月曜・木曜日が祝日等の場合は翌火曜・金曜日になりました。

★次号「青色だより Vol.100」は11月24日発行予定です★